



ヘイトスピーチ解消に向けた啓発について

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。東京都は、ヘイトスピーチは許されないという認識のもと、ヘイトスピーチの解消の必要性について、都民のみなさまに周知し、その理解を深めることを目的として、ヘイトスピーチ解消法（※）が施行された6月3日の機会を捉え、啓発活動を集中的に実施します。

※正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。平成28年6月3日施行。

記

1 広報東京都6月号による啓発

- (1) 日にち 平成29年6月1日（木）発行
- (2) 内 容 ヘイトスピーチ解消法施行などの啓発記事を掲載

2 都営地下鉄における啓発ポスター駅ばりによる啓発

- (1) 日にち 平成29年6月2日（金）～15日（木）の14日間
- (2) 場 所 都営地下鉄全駅（ただし、一部の駅を除く）
- (3) 内 容 法務省ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」

3 街頭ビジョン「DHC Channel」による啓発

- (1) 日にち 平成29年6月2日（金）～8日（木）の7日間
- (2) 場 所 街頭ビジョン「DHC Channel」
（渋谷ハチ公前スクランブル交差点）
- (3) 内 容 法務省動画「ヘイトスピーチ、許さない。」（30秒版）を放映
※街頭ビジョンのスケジュール等により、放映されないことがあります。

4 新宿駅西口広場大型デジタルサイネージ等による啓発

- (1) 日にち 平成29年6月2日（金）～15日（木）の14日間
- (2) 場 所 ①新宿駅西口広場大型デジタルサイネージ
②4号街路デジタルサイネージ（新宿駅西口広場近く・計10画面）
（①②とも（公財）東京都道路整備保全公社）

(3) 内 容 ①新宿駅西口広場大型デジタルサイネージ

法務省動画「ヘイトスピーチ、許さない。」(30秒版)を放映

②4号街路デジタルサイネージ

法務省ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」を静止画放映

【問い合わせ先】

総務局人権部企画課

直通 03-5388-2585